

議長（黒沢義久君） 次，5番益子慎哉君の発言を許します。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので，通告に基づき一般質問をさせていただきます。

2日間にわたり一般質問，皆様には大変お疲れのことと思います。私が最後でございますので，短時間で行いたいと思います。

それでは質問に入ります。

茨城の県北地域は，時代の流れでもあります少子高齢化の急速な進行により，過疎化が進み，地域が成り立たない限界集落が常陸太田市でも見られ始めております。現在の状況を維持していくのにも大変であります，10年先，20年先を見据えて政治は動かなくてはなりません。そのような中，若者の定住の早急な対策について初めに質問いたします。

本市でも，今年度予算では，中学生以下の医療費の個人負担の補助や不妊治療の補助などの対応が見られますが，さらに若者の定住に対して，力強い対策が早急に必要であると思います。人口の流出の中で，一番大きなものは若者の就職期だと思います。そのような中で，働く場を増やすことが大事であります。本市への企業誘致の現状についてお伺いいたします。昨年9月からの経済状況を考えますと厳しいものと考えますが，近直の計画，進行状況，取り組みについて質問いたします。

次に，新婚者の市営住宅についてお伺いいたします。市内の若者が結婚して，新しい新居の案内などを見ますと，多くは那珂市，ひたちなか市，東海村などに住むようです。理由の多くがアパートの多さと地域の便利性だと思えます。少しでも若者の流出をとめるためにも，若者の要望にかなうような市営住宅の建設を進めることを願います。このような取り組みをすることにより，若者の関心を市に向けさせることが大切であると思えます。

次に，本市以外から定住希望者の対応についてお伺いいたします。近年，インターネットやマスコミの報道により田舎暮らしの関心が寄せられております。都市部より常陸太田市に暮らしたいと希望をなされる方への市の窓口の整備が必要であると思えます。就農や芸術活動の拠点，老後の住みかや，Iターン，Uターンなどさまざまな定住希望者に対して，その対応をそれぞれの部，課で対応するのではなく，総合的な窓口を設け，PRや案内，相談などの対応に応じるべきだと思えますが，お考えをお伺いいたします。

次に，2番目の産業廃棄物の不法投棄についてお尋ねいたします。

本市は，自然に恵まれ，緑豊かな地であり，多くの河川の水源を持っております。また，近年多くの方々から環境の大切さが叫ばれている時代であります。広大な面積を自然破壊，環境破壊から守ることも本市行政の大切な任務であると思えます。まず初めに，市民の不法投棄の通報の対応についてお伺いいたします。平成20年度で，市民からの通報は何件あり，内容はどのようなものか，そして，どのように対応したのかお伺いいたします。

次に，土地の埋め立て等の許可，管理のあり方についてお伺いいたします。500平方メートル以上，5,000平方メートル未満の埋立地の事業は，市の許可，管理にあるそうではありますが，

平成19年度、20年度の2年間で何件許可し、管理指導しているのか、また、どのような間に指導がなされているのか、内容もお伺いいたします。同様に、農地は農業委員会が許可、管理をしているそうですが、同様にその件数、内容もお伺いいたします。また、今年度この件について、住民、建設関係の専門の方から違法性があるのではないかとこの通報に対し、担当課ではどのような対応をなされたのかお伺いします。

次に、監視、管理についてであります。国・県・地方自治体の法令、条例どおりに埋め立てをして問題ないとされた土地で、後になって地域住民が異様な排水や異臭で苦しんでいる実態が全国で多発しているそうですが、常陸太田市でも地質分析の条例の追加、管理規定の見直しなどを含めてのお考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりにいたします。よろしくご答弁をお願いします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 若者定住の早急な対策についての中で、企業誘致の現状についてのご質問にお答えをいたします。

平成20年度、21年度ともに、10ヘクタールの分譲を目標として取り組んでいるところでございます。この間、県内外の企業117社に対しまして、誘致活動を行ってまいりました。県外企業6社及び県内企業3社に、市内工業団地への立地についてのご検討をいただいたところでありますが、経済情勢の悪化に伴い、多くの企業が事業拡大を一時凍結するような状況でございます。このため、実績としましては、平成20年度に1社0.8ヘクタール常陸太田工業団地への分譲のみとなっております。この企業につきましては、今月中に操業を開始する予定でございます。また、今後につきましては、常陸太田工業団地に1ヘクタール、宮の郷工業団地に30.3ヘクタールの残がありますことから、市内工業団地への立地を検討していただいております企業との交渉を継続するとともに、経済情勢の回復等に伴い、企業の投資が行われる際に的確に対応できるよう、情報の収集及び企業への情報提供を行ってまいります。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 若者定住の早急な対策についての中の新婚者用の市営住宅についてお答えいたします。

現在、市営住宅の募集時に入居者の資格を限定している市営住宅といたしましては、幡団地のAからG棟の1階にあります高齢者向けの30戸だけであり、議員ご発言の新婚者用向けの募集はしてありませんが、現在建築中の磯部町団地につきましては、少子高齢化対応といたしまして、全戸数15戸のうち3戸を若者世帯向け、8戸を子育て世代向け、残り4戸を高齢者向けとして整備をしているところでございます。市といたしましては、平成22年度に住宅改善や建てかえ等を計画的に実施するため、公営住宅等長寿命化計画を策定する予定であります。この計画策定に当たりましては、住宅需要等多方面にわたり詳細に検討を行う必要がありますので、定住対策として新婚者向けの住宅建設も含めて計画策定してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 若者定住の早急な対策についての中での、本市への定住希望者への対応についてのご質問にお答えいたします。

本市におけます定住促進は、地域振興として地域のにぎわい創出を図るためにも、基本の課題であります。新規の就農希望者等に対しましては、今年新たに新規就農者等自立支援制度を創設し、農政課営農支援室を窓口としまして、新規就農者等自立支援室を設けたところでございます。

また、居住の確保、空き家の流動化を目的に空き家情報登録制度を空き家バンクの整備を町会長等のご協力のもとににぎわい交流推進室で情報の収集に鋭意努力をしているところであります。さらに、本市ではグリーンふるさと振興機構と連携を図りながら、お試し田舎暮らしといたしまして、お試し住居の用意をするなどして、田舎暮らし希望者への対応をしているところであります。これまでに、200件を超える問い合わせがあるなど、田舎暮らしやふるさと回帰を求めるニーズは高まってきていると思慮されます。これらの方々に質の高い情報を的確に伝えることや田舎暮らしに対する不安の解消などのサポートをする総合窓口を市商工観光課ににぎわい交流推進室に開設し、全庁的な対応を強化するとともに、市民のサポートシステム等を構築し、移住希望者の増加を図ってまいります。

続きまして、2番目の土地の埋め立て等の許可管理のあり方に関する農業委員会関係のご質問にお答えいたします。

土地の埋め立てにつきましては、田畑転換や段差解消を農地所有者がみずから行う農地改良であります。農業委員会としましては、協議を行い、適正であれば同意をするものであります。平成20年度の農地改良の受付件数でございますけれども、35件となっております。農地面積は3万1,244平方メートル、土量としましては3万5,021立方メートルとなっております。内訳でございますけれども、田が1万9,753平方メートル、畑が1万1,491平方メートルの状況であります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の産業廃棄物の不法投棄についてお答えをいたします。

まず、1点目の市民からの通報の対応についてでございますが、平成20年度の不法投棄の通報は46件ありました。内訳は産業廃棄物にかかわるものが2件、一般廃棄物が44件となっております。産業廃棄物は広域的な問題であるため県の主管となっておりますが、市の生活環境課職員6名が県職員の併任を受け、県との協力体制を構築して対応をしているところであります。

また、事件性の案件もあり、警察署との連携強化のもと、平成20年度に発生しました2件とも不法投棄物の撤去に至っております。一般廃棄物につきましては、現状を確認し、廃棄物の中に行為者を特定できるものがあつた場合は警察に通報し、悪質性のあるものは立件し、その他は

自己回収の指導をしているところでございます。行為者が確定できなかった場合は、市が回収処分をしております。

続いて、2点目の平成19年、20年度の残土条例に基づく許可件数とその内容でございますが、平成19年度は該当がありませんでした。平成20年度は議員質問の案件も含め2件でございます。大森町地内の案件につきましては、丹奈団地に付近の山林原野のくぼ地の埋め立てでありまして、事業量は面積4,076平米、土量1万5,000立米で申請どおりの事業執行状況でありまして、既に完了をしております。

次に、3点目の通報のあった案件についての対応でございますが、平成20年12月19日付で、宅地わきの低地に盛土し宅地を保護し畑として利用する目的で、残土条例の申請が宅地の所有者からありました。内容を審査後、平成21年1月26日付で、許可決定通知を出しております。工事期間は平成21年2月2日から平成21年12月25日となっており、この件については市民から通報がありましたので、すぐに現地に出向きまして、事業者に対し土砂等発生元証明書及び土壌の計量証明書を提出させ、搬入地の確認をいたしたところでございます。

また、県環境保安課でも独自にこの案件については現地調査をしており、現時点においては産業廃棄物の混入の問題はないものと判断をしております。

4点目の残土の地質分析の条例の追加についてでございますが、現在の市の残土条例では、地質分析や残土の発生もとの現地確認等は求められておりません。しかし、県内、特に県南地域では廃棄物の不法投棄に関連して、より厳しい残土条例を制定している市町村もあり、市においても将来的に問題が起きることが想定をされますので、条例の見直しについて検討をしてまいりたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 5番益子慎哉君。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 2回目の質問をさせていただきます。

企業立地については、今日の経済状況もあり、的確な努力中であるとの答弁がありましたので、見守りたいと思います。

次に、若者定住の対策の中の新婚者の住宅なんですけれども、計画的に磯部町で3戸くらい今年度建設中だということなんですけれども、10戸から20戸の新婚の住宅くらいを考えていただいて市内にPRできればいいというのが希望でございます。それで、期間は6年くらいを考えて、その後は新しい住宅を求めてもらうとか、そういうような条例で回転を多くする。その後は、若者用の分譲住宅とか、あとは親と同地内の敷地に家を求めれば、数年間は固定資産税の免除を考えるというような定住に向けての対策まで考えて、どういうふうなものかお伺いいたします。

また、本市は民営のアパートが大変少ないという声が多く聞かれます。住む場所がなければやっぱりなかなか定住もかなわないと思います。新築のアパートに対して二、三年間の固定資産税の免除なども考えてみてはいかがでしょうかと思いますけれども、その辺の考えをお答えいただきたいと思います。

次に、埋立地等についての再質問でございます。

先ほどの答弁の中でもありましたけれども、最初は市内の残土を利用する計画で埋め立てをするのだったら大体理解ができるのですけれども、県南地域や県外から運んでくるという事例もあるようです。どう考えても、私などはそのような計画というのは理解できないんですけれども。その辺、経費がかかって残土を埋め立てる、費用をかけてまで、つくば市や県外から運ぶというのはおかしいと感じるし、また、その運ぶ車両も深掘りの車両です。普通のダンプカーではなくて深掘りの産廃専用のような車がかなり出入りしているということで、その実態について市としてはそのような実態を目の前にしているだけけれど安全だと言っている答弁があるんですけれども、その辺どういうふうにお考えなのか再度質問します。

次に、現地での管理方法は基本的には目で見るということで、要するに目を見て土に異常がないとかいう管理方法なんですけれども、私は残土の発生地まで調べる権利があると思うので、残土発生地でどれぐらいの立米数の残土が出て、その残土の土をどのような土かというのを分析して、おかしかったらそこまで調べて、その量がきちっと埋立地に持ってきてあるかというのまで確認して、途中でまぜられる可能性もありますので、その辺の中でまた厳しい分析も必要だと。

ただ、その分析は業者にもやらせることができると県の担当課などでは話しています。業者に注文してやらせるという規則もあるそうですので、その辺も含めてやらせるとか。業者は自己申告での分析になりますので、市としてもある程度の予算を設けまして、抜き打ち的にきちっとやらないと、なかなか悪質な業者というのは断ち切れないというか、結構私なんか見た感じでは悪質な業者だったんじゃないかと思うけれども、私何回か調査の段階で質問しますと、事業主はしっかりしている人だからと。事業主とやる業者が違うと若干問題があるんじゃないかということで、その辺のことをもう一度再確認したいと思います。

また埋め立て事業で農地はほとんど農業委員会のほうでは許可だけで、それ以上は何もしてないというか、申請したらそのまま認めているというのですけれども、やっぱりその辺も先ほどの農地と同様に一緒に検査するような機関というのを市の中にも作らないといけないのじゃないかと思います。その辺、2回目の質問いたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 再度の質問にお答えをいたします。

まず、条例事項ではありませんので、今回については条例事項でないことを業者に求めたところ、先ほど言ったような証明を提出していただいたところでございます。当然、拒否をされますと、今の条例の中では、議員発言のとおり、市は目視での判断以外ないというところでございます。先ほど答弁しましたように、これにつきましては、より厳しい条例を持っている市町村もありますので、その部分の見直しについては検討をさせていただきます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 新婚者用の市営住宅についての2回目のご質問にお答えいたします。

議員から新婚者用の住宅については6年ぐらいで回転させてはどうかと言うようなご提案がございました。新築の市営住宅におきまして入居募集に条件を付ける場合がございますが、これにつきましては県営住宅等でも行ってございまして、義務教育が終わるまで、あるいは子育て10年ぐらいというようなことがなされております。本市といたしましては、まだ募集に向けての条件については考えてございませんが、このようなことを参考にしまして、新築住宅の若者世帯向け新婚住宅向けにつきましては、条件を付けることを考えてまいりたいと考えております。

それから、ある程度の年齢になりますと、所得制限というのが市営住宅にはございます。それで、収入が多くなると条件が合わなくなって退去していただくということにもなりますので、ちょうどこれぐらいがいいのではないかと考えているところでございます。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 若者定住の早急な対策の2回目のご質問の中で、税の減免等につきましては、住宅に係る施策を含めまして、少子化人口減少の施策につきまして、全庁的に検討しているところでございます。この中で合わせて検討してまいります。

議長（黒沢義久君） 5番益子慎哉君。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 3回目は意見を言わせていただきます。

先ほど、残土の関係で、残土条例の改正というのは厳しくするということが大変うれしく思っています。その辺の分析とかは、県あたりの見解を聞くと、条例がなくても結構厳しくしてもいいんだと、ちょっと本市は甘いんじゃないかという答えもありましたので、条例を早急に厳しくしていただきたいと思えます。

最初に申したとおり、自然に恵まれた緑豊かな多くの河川の水源を持っている本市でありますので、きちっとした管理体制のできる条例を早急に設けていただきたいと思えます。

以上で質問を終わりにします。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 先ほどの菊池議員さんのご質問の、光ファイバーの芯数についての答弁につきまして、訂正をお願いしたいと思います。

先ほど芯数を8芯と理解しておりますと答弁をいたしました。芯数は局舎ごとに異なります。最も少ないもので4芯となります。訂正のほう、よろしく願いいたします。